

#### 四、[第4条第1項第6号](#)（国、地方公共団体等の著名な標章）

国若しくは地方公共団体若しくはこれらの機関、公益に関する団体であつて営利を目的としないもの又は公益に関する事業であつて営利を目的としないものを表示する標章であつて著名なものと同一又は類似の商標

1. 都道府県、市町村、都営地下鉄、市営地下鉄、市電、都バス、市バス、水道事業、大学、宗教団体、オリンピック、I O C、J O C、ボーイスカウト、J E T R O 等を表示する著名な標章等は、本号の規定に該当するものとする。

(注)以下をクリックすると、商標審査便覧又は審判決要約集をご覧になれます。

#### ○[商標審査便覧](#)

[42.103.01](#) 商標法第4条第1項第3号及び同第5号の解釈について

[42.106.01](#) ユニバーシアード大会標章等の取扱い

[89.02](#) 国若しくは地方公共団体等又は公益的事業等を表示する標章に関する情報提供について

#### ○[審判決要約集（第4条第1項第6号）](#)